

# 「京都市地球温暖化対策条例」の 見直し及び次期「京都市地球温暖化 対策計画」の策定について

# はじめに

## ■世界の動向

### ・京都議定書から飛躍した「パリ協定」の発効（平成28年11月）

「気温上昇を2.0℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が掲げられ、そのためには、「今世紀後半の脱炭素化が必要」とされている。

### ・「IPCC1.5℃特別報告書」の公表（平成30年10月）

気温上昇を1.5℃に抑えることで様々なリスクが低減し、そのためには「2050年前後でCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロ」にするとともに「2030年までに2010年比で45%の削減」が必要と記載されている。

### ・「IPCC京都ガイドライン」が京都市で開催のIPCC総会で採択（令和元年5月）

パリ協定の取組を推進していく上で必要不可欠な、各国による温室効果ガス排出・吸収量の算定のためのガイドライン。

## ■京都市の動向

令和元年5月11日に、IPCC総会京都市開催を記念し開催したシンポジウムにおいて、門川京都市長が2050年までのCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロを目指す覚悟を表明し、原田環境大臣ら登壇者とともに2050年ごろまでにCO<sub>2</sub>排出量の「正味ゼロ」に向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを決意し、世界に訴える「1.5℃を目指す京都アピール」を発表

令和元年7月30日に京都市環境審議会へ、  
条例の見直し及び次期計画の策定について諮問（資料3 参照）

### < 諮問事項 >

長期目標として2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロを実現するための京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性

# ■ 京都市地球温暖化対策条例の概要

## 特徴

- 2004年に全国初の地球温暖化対策に特化した条例として制定
- 削減目標、市や事業者・市民など各主体の責務、事業者への義務規定を掲げる
- 京都府条例（2005年制定）との同時改正（2010）により、目標及び主な義務規定を共通化
- 社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜見直し・改正し、進化する条例

## 目標等

- 長期の目指す姿として、条例前文で80%以上の削減を掲げる
- 削減目標として、温室効果ガス排出量を1990年度比で、  
2030年度40%削減 当面の目標として2020年度25%削減

## 主な義務規定

- 特定事業者（温室効果ガス排出量の多い者）への義務
  - ・ 事業者排出量削減計画書の作成・提出、EMSの導入 など
- 特定建築物※1の建築主への義務
  - ・ CASBEE京都（建築物評価基準）による評価と公表、  
地域産木材の利用、再生可能エネルギーの導入
- 特定排出機器※2の販売事業者への義務
  - ・ 省エネラベルの表示 など
- 特定緑化建築物※3の建築主への義務
  - ・ 建築物及び敷地の緑化
- 自動車販売事業者への義務
  - ・ 新車購入者への自動車環境情報の説明、エコカー販売実績の報告 など



※1 延床面積2000㎡以上の新築  
又は増築する建築物

※2 照明器具、エアコン、テレビ、  
冷蔵庫、電気便座の5品目

※3 敷地面積が1,000㎡以上の  
建築物

# ■ 京都市地球温暖化対策計画 <2011～2020> の概要

## 削減目標

2020年度までに、市域温室効果ガス排出量を1990年度比**25%削減**

## ■ 計画の期間

- ・ 2011年度から2020年度までの10年間  
(策定：2011年3月  
改定：2014年3月，2017年3月)

## ■ 計画の位置付け

- ・ 条例第9条に基づく計画
- ・ 「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画
- ・ 「京都市環境基本計画」の分野別計画
- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）

## ■ 計画の体系

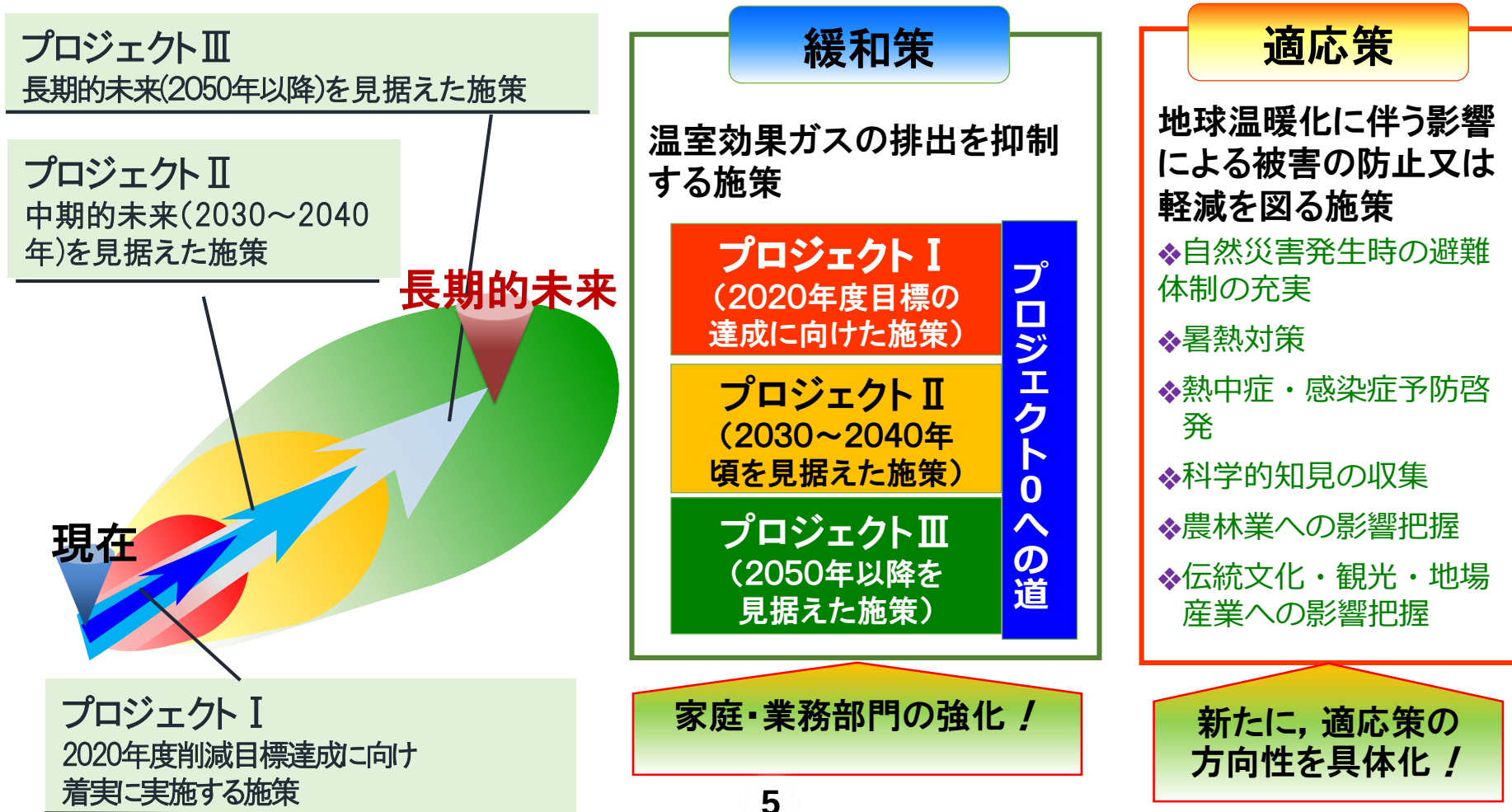
低炭素社会の実現に向け、市民や事業者が広く共感でき、それに向けた政策を進めるため、6つの社会像を提示し、各社会像の実現に向けて、19の推進方針、36の具体的施策、98の具体的取組を掲げている。

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 社会像1 | 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち   |
| 社会像2 | 森を再生し「木の文化」を大切にするまち |
| 社会像3 | エネルギー創出・地域循環のまち     |
| 社会像4 | 環境にやさしいライフスタイル      |
| 社会像5 | 環境にやさしい経済活動         |
| 社会像6 | ごみの減量               |



## ■ 2017年3月の改定

- ・ パリ協定の発効（2016年11月）を受け，長期的未来を見据えた戦略である「プロジェクト“0”への道」を掲げた。
- ・ 気候変動による影響が顕在化する中で，適応策の方向性について具体化を行った。



# 計画に掲げる施策の進捗について

## 計画の体系

### 社会像 1

人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

### 社会像 2

森を再生し「木の文化」を大切にするまち

### 社会像 3

エネルギー創出・地域循環のまち

### 社会像 4

環境にやさしいライフスタイル

### 社会像 5

環境にやさしい経済活動

### 社会像 6

ごみの減量

## 推進方針

施策数（具体的取組数）

|   |                            |   |       |
|---|----------------------------|---|-------|
| 1 | 既存交通の利便性向上                 | 1 | ( 2 ) |
| 2 | 歩行者優先のまちづくり                | 2 | ( 5 ) |
| 3 | 歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換 | 2 | ( 2 ) |
| 4 | 歩行者と自転車が共存するまちづくり          | 2 | ( 4 ) |
| 5 | エコカーへの転換                   | 1 | ( 4 ) |

|   |                 |   |        |
|---|-----------------|---|--------|
| 1 | 建築物への地域産木材利用    | 3 | ( 9 )  |
| 2 | 森林の適切な保全        | 3 | ( 5 )  |
| 3 | 水と緑と風を活かしたまちづくり | 2 | ( 10 ) |

|   |                |   |        |
|---|----------------|---|--------|
| 1 | 再生可能エネルギーの導入拡大 | 3 | ( 12 ) |
| 2 | 魅力ある低炭素なまちづくり  | 1 | ( 4 )  |

|   |                     |   |        |
|---|---------------------|---|--------|
| 1 | エコ生活の普及促進           | 3 | ( 10 ) |
| 2 | 地域コミュニティにおけるエコ活動の促進 | 1 | ( 2 )  |
| 3 | 環境に配慮した住宅の普及促進      | 2 | ( 8 )  |

|   |               |   |       |
|---|---------------|---|-------|
| 1 | 環境産業の振興・育成    | 2 | ( 4 ) |
| 2 | 企業等における低炭素の促進 | 2 | ( 7 ) |
| 3 | 環境価値の創出・循環    | 2 | ( 2 ) |

|   |                         |   |       |
|---|-------------------------|---|-------|
| 1 | ごみになるものを減らす             | 1 | ( 4 ) |
| 2 | ごみは資源・エネルギー、分別・リサイクルの促進 | 1 | ( 2 ) |
| 3 | ごみは安全に処理して最大限活用         | 1 | ( 2 ) |

## <具体的取組の着手状況>

98の具体的取組のうち96が実施済み又は本格実施中

| 進捗区分   | S                                        | A A                                     | A               | B           | C          | D   |
|--------|------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|-------------|------------|-----|
|        | 実施済み又は本格実施中<br>(各取組で設定した進捗指標の目標の見込みを上回る) | 実施済み又は本格実施中<br>(進捗指標やロードマップ等と比べて見込みどおり) | 実施済み<br>又は本格実施中 | 実施前<br>最終段階 | 企画構想<br>段階 | 未着手 |
| 30年度実績 | 10                                       | 33                                      | 53              | 1           | 0          | 1   |

## <参考> 地球温暖化対策室が所管している関連計画

以下の3計画の地球温暖化関連項目を、次期地球温暖化対策計画へ統合

### 京都市エネルギー政策推進のための戦略 <平成25年12月策定>

市民、事業者にもっと近い基礎自治体として、また、エネルギーの大消費地として、京都市が推進すべきエネルギー政策の方向性を示す

(目標) (2010→2020年度)

- ・年間エネルギー消費量を15%以上削減
- ・再生可能エネルギーの導入量を3倍以上に増加

### 京都市バイオマス活用推進計画 <平成23年3月策定>

バイオマスの活用により、「環境負荷の少ない持続的社会的な実現」、「農林業の振興をはじめとする地域の活性化」、「バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着」を図るための道筋を示す。

(目標) 2020年度までに「バイオマスの総利用率」55%達成

### 京都市自動車環境対策計画 <平成23年8月策定>

自動車に起因して発生する大気汚染物質や二酸化炭素の削減に取り組む。

(目標) ・自動車分担率20%以下

- ・NO<sub>2</sub>の環境保全基準達成率を2020年度までに100%達成
- ・自動車に起因するCO<sub>2</sub>排出量を2008年度から2020年度までに44万トン削減

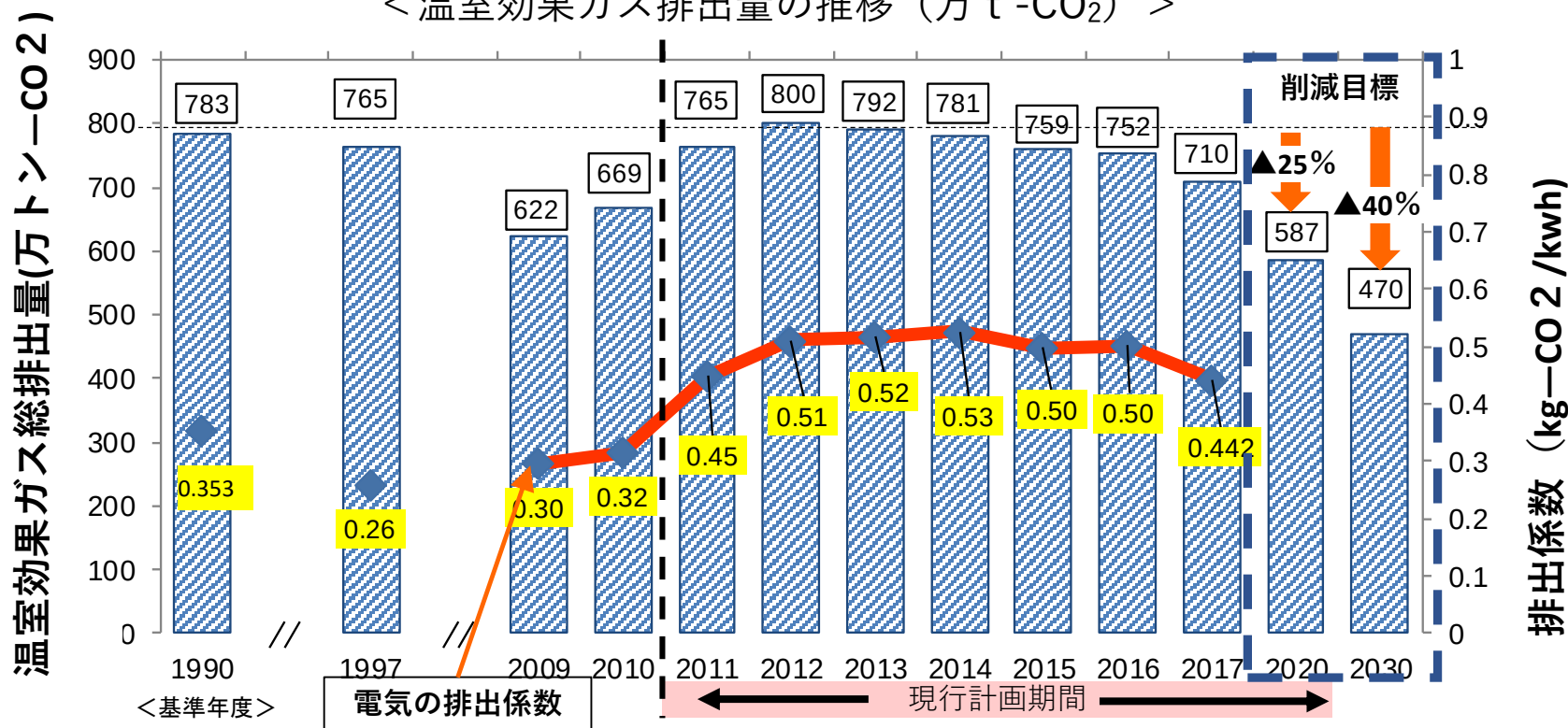


# 進捗状況

## ■ 温室効果ガス排出量

最新年度である**2017年度**の温室効果ガス排出量は、**約710万トン**となり、基準年度である**1990年度比で▲9.3%**となっている。

＜温室効果ガス排出量の推移（万t-CO<sub>2</sub>）＞



- 省エネの取組は大きく進んだが、東日本大震災後に火力発電依存度が高まったことが、排出量の増要素となり、2017年度の実績は1990年度に比べて▲9.3%に留まっている。
- 条例に定める2020年度の▲25%という高い目標の達成には、引き続き更なる努力が必要な状況



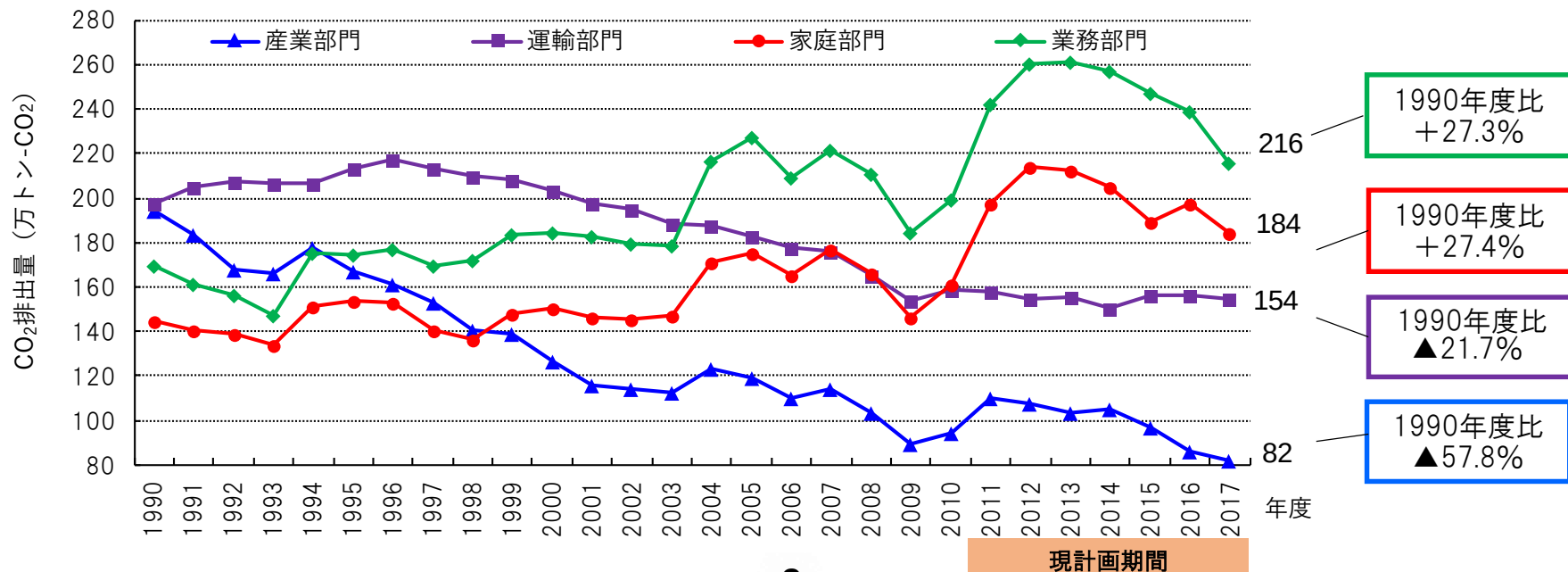
# ■ 部門別の温室効果ガス排出量の推移

(万トン-CO<sub>2</sub>)

|                                   | 1990年度 | 2017年度 | 1990年度比 |
|-----------------------------------|--------|--------|---------|
| 実際に排出された温室効果ガス排出量(①)              | 783.3  | 726.4  | ▲7.3%   |
| うちエネルギー起源の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) | 732.1  | 659.9  | ▲9.9%   |
| 産業部門                              | 194.6  | 82.2   | ▲57.8%  |
| 運輸部門                              | 197.3  | 154.4  | ▲21.7%  |
| 家庭部門                              | 144.7  | 184.4  | +27.4%  |
| 業務部門                              | 169.7  | 216.1  | +27.3%  |
| 削減効果量(②)                          | -      | 16.2   | -       |
| 温室効果ガス排出量(①-②)                    | 783.3  | 710.1  | ▲9.3%   |

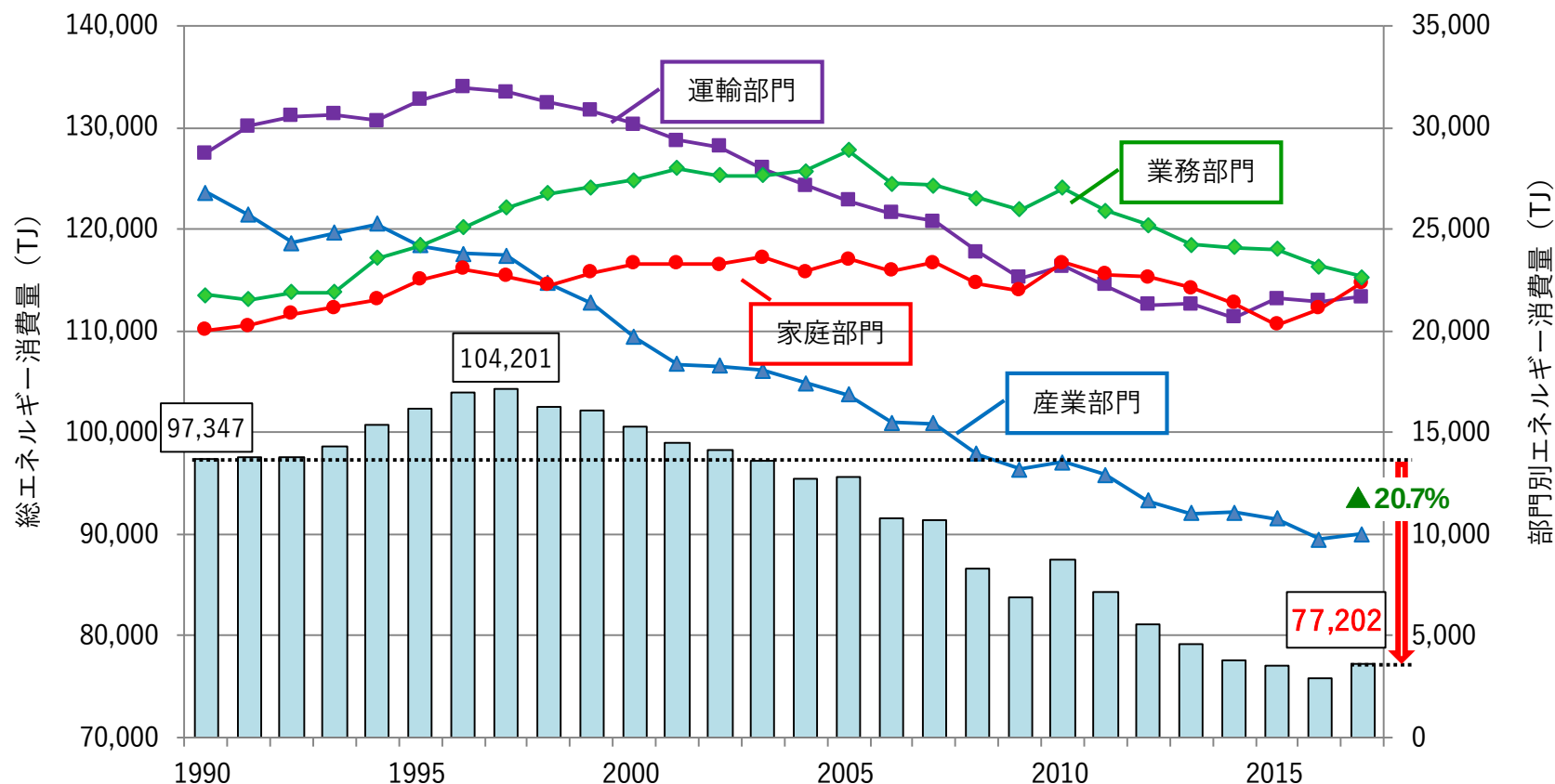
○ 1990年度と比べた長期の推移を見ると、産業部門と運輸部門では大きく削減できている。その一方で、家庭部門と業務部門では増加している状況にある。

○ また、直近の状況では、産業部門と業務部門では着実に削減が継続している一方、運輸部門と家庭部門での削減が下げ止まりつつある。



## ■エネルギー消費量

最新年度である**2017年度**のエネルギー消費量は**77,202 TJ**と、**1990年度比で▲20.7%**となっている。また**ピーク時に比べると▲25.9%**となっている。



- ピーク時（1997年度）に比べて25.9%の削減を達成できており、着実に省エネは進んできた。
- 一方、近年はエネルギー消費量の削減は下げ止まりつつあり、2017年度は冬季の寒さが厳しかったことなども影響し、微増となった。温室効果ガス排出量の更なる削減に向けては、取組の強化が必要。

## ■エネルギー消費量（部門別）

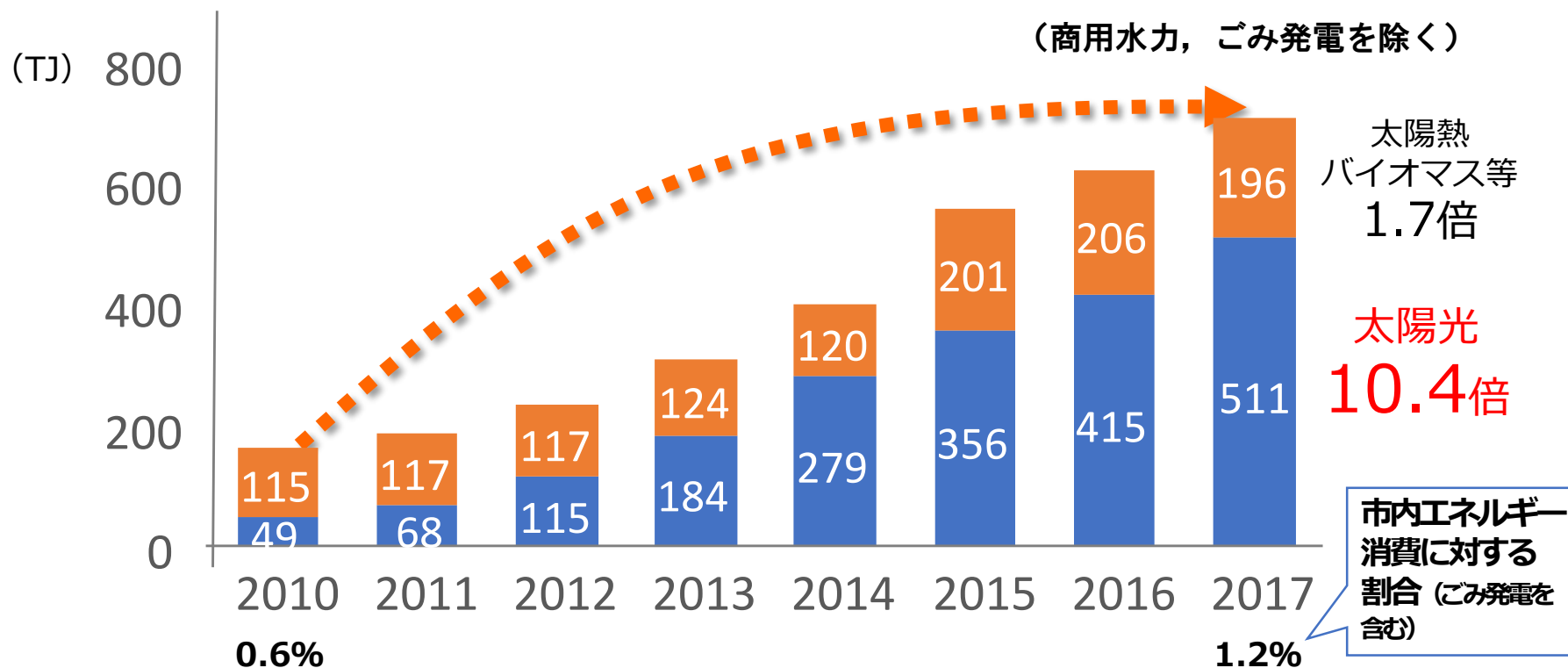
|             | 1990年度 | 2017年度 | (参考) 増減率 |           |                      |
|-------------|--------|--------|----------|-----------|----------------------|
|             |        |        | 1990年度比  | 1990→2010 | 2010→2017<br>(現計画期間) |
| 総エネルギー量(TJ) | 97,347 | 77,202 | ▲20.6%   | ▲10.2%    | ▲11.7%               |
| 産業部門        | 26,815 | 9,973  | ▲62.8%   | ▲49.6%    | ▲26.3%               |
| 運輸部門        | 28,751 | 21,678 | ▲24.6%   | ▲19.4%    | ▲6.5%                |
| 家庭部門        | 20,019 | 22,365 | +11.7%   | +16.6%    | ▲4.2%                |
| 業務部門        | 21,762 | 22,647 | +4.1%    | +24.1%    | ▲16.1%               |

| 部門   | 主な増減要因 (1990年度比) ※ 年度の記載がない実績値は1990年度又は2017年度の数値                                                                                                                                             |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業部門 | <b>【減少要因】</b> ・製造品出荷額当たりのエネルギー消費量の減少 76.2MJ/万円 → 33.0MJ/万円(2016)【▲55%】<br>・電気・都市ガス以外の燃料等の割合の低下 57.9% → 15.4%【▲42.5ポイント】                                                                      |
| 運輸部門 | <b>【減少要因】</b> ・新車の販売平均燃費の向上 11.5km/L(1995)→ 22.4km/L(2016)【+95%】<br>・公共交通利用による自動車分担率の低下 28.3%(2000)→ 22.6%【▲5.7ポイント】<br><b>【増加要因】</b> ・自動車保有台数の増加 52.5万台 → 53.5万台【+2%】                       |
| 家庭部門 | <b>【減少要因】</b> ・世帯当たりのエネルギー消費量の減少 36,245MJ/世帯 → 31,240MJ/世帯【▲14%】<br><b>【増加要因】</b> ・世帯数の増加 55.2万世帯 → 71.6万世帯【+29%】                                                                            |
| 業務部門 | <b>【減少要因】</b> ・床面積当たりのエネルギー消費量の減少 1,890MJ/m <sup>2</sup> (1990年度)→ 1,419MJ/m <sup>2</sup> 【▲25%】<br><b>【増加要因】</b> ・店舗や事務所等の床面積の増加 1,150万m <sup>2</sup> (1990年度)→ 1,594万m <sup>2</sup> 【+39%】 |

- 1990年度との比較では、産業・運輸部門で大きく減少した一方、家庭部門では世帯数の増加等により、また業務部門では店舗床面積の増加等により、増加している。
- 一方、現計画期間での状況を見ると、産業、業務部門は順調に削減してきたが、運輸、家庭部門では削減の進捗が芳しくなく、対策の強化を検討していく必要がある。

## ■ 再生可能エネルギー市内生産量

最新年度である**2017年度**の再生可能エネルギー市内生産量は**707 TJ**と、**2010年度比で4.3倍**となっている。

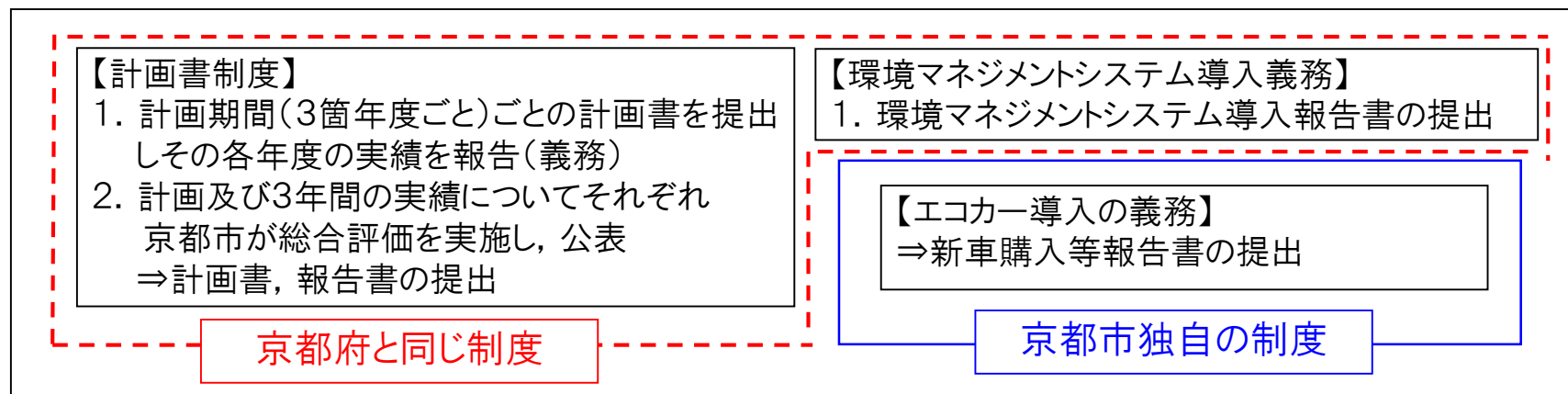


- 太陽光を中心として、導入量としては大きく増加してきた。
- その一方、エネルギー消費量に対する割合で見れば、1%台と極めて小さい状況にある。
- 太陽光の拡大をけん引してきたFIT（固定価格買取）制度が縮小に向かっていく中、更なる再生可能エネルギーの生産量の拡大や、エネルギー消費に対する割合を引き上げていくための新たな取組等について検討が必要

## ■ 条例に掲げる義務規定の運用状況

### ◆ 特定事業者への義務について

- 大規模排出事業者である「特定事業者（※）」に対し、温室効果ガス排出量削減の計画書及び報告書の提出を義務付け、市が総合評価し公表する制度などを運用



#### ※ 特定事業者の要件

- ・ 電気ガス等の年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者
  - ・ 市域内登録車両総数がトラック100台以上, バス100台以上, タクシー150台以上, 鉄道車両150両以上の大規模輸送事業者
  - ・ その他, エネルギー使用に伴う以外の温室効果ガス排出量が3,000 t-CO<sub>2</sub>以上の事業者
- 特定事業者の対象となる事業者数は, 2017年度で139社である。  
特定事業者からの排出量は, 市全体の排出量に対し, 概ね4分の1程度となっている。
  - 評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定し, 削減に努めている。  
業務部門: 3年間の年平均▲3%, 産業部門: ▲2%, 運輸部門: ▲1%

## 対象事業者数と削減実績

| 計画期間                    | 事業者数 | 温室効果ガス排出量（万t-CO <sub>2</sub> ） |                      | 削減割合                 |
|-------------------------|------|--------------------------------|----------------------|----------------------|
|                         |      | 基準年度排出量                        | 実績（3年平均）             |                      |
| 第1計画期間<br>（2011～2013年度） | 148  | 187.5                          | 170.7                | ▲9.0%                |
| 第2計画期間<br>（2014～2016年度） | 141  | 212.2                          | 191.1                | ▲9.9%                |
| 第3計画期間<br>（2017～2019年度） | 139  | 198.3                          | 188.5<br>（2017年度単年度） | ▲4.9%<br>（2017年度単年度） |

（注）電気のCO<sub>2</sub>排出係数は各計画期間の基準年度の数値で固定して算定している。

- 特定事業者全体では、削減に向けた取組が着実に進んできたが、第3計画期間の第1年度においては、約3割の事業者が基準年度排出量よりも増加しており、指導や助言、支援など、制度の強化を検討する必要
- 制度の対象となっていない中小事業者に対し、計画的な排出量削減を目指した施策展開が必要
- RE100（※1）やSBT（※2）の取組や、電気の排出係数の低い契約への切替えなどの事業者の削減取組についての評価について、検討が必要
- 義務規定は京都府条例との共通化を図っており、府と調整を図りながら見直しを検討する必要がある。また、事務手続きの簡素化など、事業者の負担軽減策の検討が求められる。

※1…事業運営等に係るエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄う取組

※2…地球の気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に維持するという科学的知見と整合するよう、企業が設定する温室効果ガス削減目標・取組

## ◆ 建築物に関する義務規定について

### 特定建築物(※)の建築主への義務

※ 延床面積2,000㎡以上の、新築又は増築する建築物

- 温室効果ガス排出量削減のための措置を記載した「建築物排出量削減計画書」を提出
- 京都環境配慮建築物基準(CASBEE京都)に基づく評価と結果の販売広告への表示
- 一定以上の地域産木材の利用
- 再生可能エネルギー利用設備の設置
  - ⇒ 太陽光発電, 太陽熱利用設備, バイオマス利用設備(木質ペレットボイラー等) など
  - 義務量: 年間30,000メガジュール以上
  - (太陽光パネルを南向きに傾斜角30度で設置した場合, 3.2kW相当以上)



### 特定緑化建築物(※)の建築主への義務

※緑化重点地区内で敷地面積1,000㎡以上の新築・改築の場合

- 建築物及びその敷地に、一定面積以上の緑化施設(植栽, 花壇等)を設置  
敷地の空地部分の15% + 建築物の屋上面積の20%



## 建築物に関する義務規定の運用状況等

|       | 義務内容          | 累計<br>件数※ | S<br>(素晴らしい) | A<br>(大変良い) | B +<br>(良い) | B -<br>(やや劣る) | C<br>(劣る) |
|-------|---------------|-----------|--------------|-------------|-------------|---------------|-----------|
| 特定建築物 | CASBEE京都による評価 | 719       | 15           | 137         | 347         | 220           | 0         |

|         | 義務内容           | 累計<br>件数※ | 義務量 (A)               | 実績 (B)                | 義務量に対する割合 (B/A) |
|---------|----------------|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 特定建築物   | 地域産木材の利用       | 605       | 2,842.6m <sup>3</sup> | 4,237.9m <sup>3</sup> | 149.1%          |
|         | 再生可能エネルギー設備の導入 | 605       | 1,815万MJ              | 6,224.9万MJ            | 343.0%          |
| 特定緑化建築物 | 緑化             | 674       | 125,320m <sup>2</sup> | 186,486m <sup>2</sup> | 148.8%          |

※ 特定建築物に係る義務のうち、CASBEE京都による評価は平成23年度施行、地域産木材等は平成24年度施行であるため、件数が異なっている。

- いずれの義務においても、義務量に上乗せされて導入されているケースが多い。
- 特に、再エネ導入は、義務量が一律であることから、面積に応じた義務量の引き上げや、住宅・非住宅などの建築物の種類に応じた義務の新設などを検討する必要がある。
- 建築物に関する省エネ基準については、今後の国や他都市の動向を踏まえ、対象規模や基準適合義務など、検討することが求められる。

## ◆ その他の義務規定

### 特定排出機器(※)の販売者への義務

※照明設備, エアコン, テレビ, 冷蔵庫, 電気便座の5品目

- 特定排出機器のエネルギー効率等の表示（省エネラベル）
- 市民に特定排出機器のエネルギー消費効率の説明



### 自動車販売事業者への義務

- 新車購入者への自動車環境情報の説明
- エコカー販売努力, エコカー販売実績報告

- 家庭部門の削減が課題となる中, 販売事業者等への義務を通じて, 家庭部門の削減につながる新たな義務規定の可能性について検討する必要
- 省エネ性能の低い設備が導入されると, 長期にわたって削減の阻害要因となることから, 確実に省エネ性能の高い設備等を普及させていく観点からの検討が必要

# 条例見直し及び次期計画策定の方向性について

## ■ 諮問理由に込めたキーワード

### 長期目標として「2050年に二酸化炭素排出量を正味ゼロの実現」

- ・世界の平均気温は工業化以前と比べて既に1℃上昇，気候変動の影響は地球規模で顕在化
- ・「気候危機」の時代に入り，これと戦うこと抜きに，これまで築き上げてきた生活も，文化も，存続させることができないという危機感

#### <未来に対する責任を果たす>

- ・子や孫の世代に「何故あの時…」と嘆かせることのない選択
- ⇒京都市として最大限の取組の実施，イノベーションの促進，担い手の育成

#### <京都の果たせる役割，果たさなければならない役割を果たす>

- ・千年を超えて都市の機能・文化が遮断されずに継承・発展してきたまち
  - ・「京都議定書」「IPCC京都ガイドライン」誕生の地
- ⇒京都市が取り組むと同時に，国や他の自治体等と連携し，世界の脱炭素化を牽引

#### <覚悟>

- ・「『2050年，正味ゼロ』という目標から見て何をすべきか」から考えることが必要
- ⇒これまでの延長線上にとどまらない大変革が必要



地球温暖化問題だけでなく，生物多様性等の関連施策との整合により，  
経済・社会的課題の同時解決を図る

## ■ 検討に当たっての主な論点

### (1) 削減目標の設定

- ・ 長期目標としての「2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロ」
- ・ 2030年度の目標の設定（現行は1990年度比▲40%）

### (2) 各主体が担う役割の明確化

- ・ 京都市として可能な最大限の取組を検討
- ・ 国が果たすべき役割への提案・要望
- ・ 民間で求められる取組の誘導・働きかけ

### (3) 重点取組

#### ア 2030年を見据えた検討事項

- ・ 新たな再生可能エネルギー普及施策の構築
- ・ 家庭部門、建築物等の対策強化

#### イ 2050年を見据えた検討事項（キーワード）

新たなライフスタイルの創造・普及，担い手の育成，イノベーション，地球温暖化対策と経済成長の同時推進，継続的な取組の進化 など



本日重点的にご議論  
いただきたい事項

（右項目に関する  
考え方，検討の方向性等）

#### 1 2030年度の削減目標

#### 2 京都市としての最大限の取組

- (1) 2030年，2050年を見据えた重点取組
- (2) 義務規定の見直し

# 重点的に御議論いただきたい事項

## ■ 2030年度の削減目標について

### 現行目標

1990年度比で

### 新たな目標の検討

- ・ 2020年度までに ▲25%
- ・ 2030年度までに ▲40% ⇒ 見直しも含めて検討
- ・ 長期的には ▲80%以上 ⇒ 2050年度までにCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロ

### 関連する温室効果ガス排出量削減目標等

|                    | 2030年度（※）                        | 2050年度                                     | その他                                                     |
|--------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| IPCC1.5°C<br>特別報告書 | 2010年比<br>▲45%（CO <sub>2</sub> ） | 正味ゼロ（CO <sub>2</sub> ）                     | 2030年度の「2010年比▲45%」を、<br>京都市基準年の1990年度比に置き<br>換えると、▲53% |
| 国                  | 2013年度比▲26%<br>（地球温暖化対策計画）       | ▲80%<br>（パリ協定長期戦略）                         | 今世紀後半のできるだけ早期に<br>脱炭素社会を実現                              |
| 東京都                | 2000年度比▲30%<br>（環境基本計画）          | 正味ゼロ（CO <sub>2</sub> ）<br>（令和元年5月21日知事が表明） | 2050年目標について、12月を目途<br>に目標実現に向けた戦略を策定                    |
| 横浜市                | 2013年度比▲30%<br>（地球温暖化対策計画）       | 2013年度比▲80%以上<br>（地球温暖化対策計画）               | 2050年も見据えて今世紀後半の<br>できるだけ早い時期における温室効<br>果ガス排出量正味ゼロの実現   |

※ 京都市の現行の2030年度目標である1990年度比▲40%は、  
2013年度（国・横浜市の基準年度）比に置き換えると、▲40.6%  
2000年度（東京都の基準年度）比に置き換えると、▲37.1% となる。

## ■ 2030年、2050年を見据えた重点取組について

### ○ 再エネの拡大に向けた方策

- ・ FIT（固定価格買取制度）が縮小傾向にある中、新たな再エネ生産量の拡大に向けた仕組みづくり
- ・ エネルギーの大消費地として、市民や事業者による再エネ由来の電力選択の促進など、再エネへの需要拡大を通じて、エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合を引き上げるための取組の推進

### ○ 家庭部門の対策強化

- ・ 無理のない省エネを進めていくための、高効率な家電等の着実な導入の推進
- ・ 幅広くあらゆる関心層を巻き込み、行動を促すことに重点を置いた啓発手法の導入
- ・ 2050年のCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロを見据えた、ライフスタイルの転換の推進

### ○ 運輸部門の対策強化

- ・ 「歩くまち京都」の取組の更なる推進、エコカーの導入の推進

### ○ 事業者の対策強化

- ・ 直近では、産業部門、業務部門においては削減は着実に進んでいる中、環境と経済の両立をはかる、更なる自立的な対策の導入を促す仕組みづくり

### ○ 建築物の対策強化

- ・ 新築された場合、2050年度まで使用される可能性が高いことから、省エネ性能の高い建築物の確実な普及の推進

## ■ 義務規定の見直しについて

上記重点的に取り組むべき課題や、これまでの義務規定の運用状況（スライド13～17）等を踏まえた、今後の見直しの方向性について

# 今後の検討の進め方について

## ■ 今後のスケジュール（予定）

| 時期（予定） |      | 回   | 委員会での審議内容                                    | 備考                             |
|--------|------|-----|----------------------------------------------|--------------------------------|
| 令和元年度  | 7月   |     | 環境審議会（諮問）                                    |                                |
|        | 8月   | 第1回 | ○ 現行条例及び計画の進捗について<br>○ 条例の見直し及び次期計画策定の方向性 など |                                |
|        | 11月頃 | 第2回 | ○ 削減目標の検討<br>○ 義務規定の見直し案の検討等 など              |                                |
|        | 2月頃  | 第3回 | ○ 条例見直し骨子案の検討<br>○ 次期計画の施策等の検討 など            |                                |
| 令和二年度  | 4月頃  | 第1回 | ○ 条例見直し答申案の検討<br>○ 次期計画の骨子案の検討 など            |                                |
|        | 5月頃  |     | 環境審議会（条例改正案の答申）                              |                                |
|        | 7月頃  | 第2回 | ○ 条例改正案のパブコメ結果の報告<br>○ 次期計画答申案の検討 など         | 条例改正案についてパブリックコメント（市民意見募集）を実施  |
|        | 9月頃  |     | 改正条例案の市会への上程                                 |                                |
|        |      |     | 環境審議会（次期計画案の答申）                              |                                |
|        | 1月頃  | 第3回 | ○ 次期計画案のパブコメ結果の報告<br>○ 次期計画最終案の報告 など         | 次期計画案についてのパブリックコメント（市民意見募集）を実施 |
|        | 3月   |     | 計画の策定                                        |                                |

評価研究会の開催へ適宜



## ■ 様々な場での議論

- 更なる地球温暖化対策の推進には、市民・事業者・研究機関などオール京都で取り組む必要があります。このため、本委員会における検討と並行して、条例の見直し及び次期計画策定について、様々な場で議論を行っていきます。
- 議論の状況につきましては、適宜、本委員会において報告します。

### ○ 市民・事業者による議論の促進

「京のアジェンダ21フォーラム」や「京都地域企業未来力会議」、市民ワークショップの実施など、積極的な議論を進めるとともに、HPやアンケートなどにより、継続的に市民意見を募ります。

### ○ 庁内での検討

市長を本部長とし、局長級職員から構成される「1.5°Cを目指す地球温暖化対策推進本部」において、全庁横断で検討を進めるとともに、同本部の下に「1.5°Cを目指す将来世代職員フューチャーデザインチーム」を設置し、将来の京都市を担う若手職員による政策研究に取り組みます。

### ○ 研究機関との連携

多数の研究機関が立地する京都の強みを活用し、大学や総合地球環境学研究所などとの連携を図り、最先端の地球温暖化対策の導入を図るための検討を進めます。